指定就労移行支援事業所 指定就労継続支援B型事業所

各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

利用者の自己負担額軽減加算について

日頃、本市障害者福祉事業施策に御協力を賜り、御礼を申し上げます。

標記の件につきまして、本市におきましては「就労移行支援負担軽減加算」及び「就労継続支援負担軽減加算」を定め、訓練等給付費に係る自己負担額(食費・日用品費等の実費を除く)の軽減を行っています。

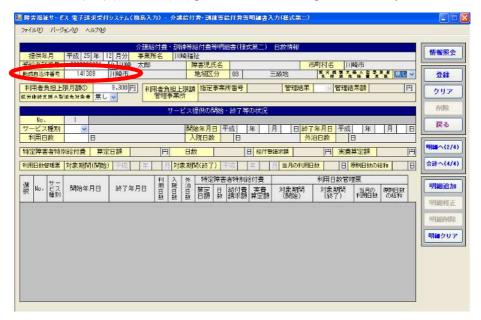
貴事業所におかれましては、給付請求時に御対応いただき、本市利用者の負担軽減に御協力くださいますようお願いいたします。

障害福祉課給付担当 TEL 044(200)2675 FAX 044(200)3932

## 「負担軽減加算」の入力方法

※簡易入力システムに関する説明です。ベンダーソフト使用の場合はソフト会社に御確認ください。 ※当該加算に係る部分のみの説明です。それ以外の入力については、国保連ヘルプデスク等で御確認ください。

- ※上限管理を行った場合は、管理結果後の額のみが加算対象です。
- ※請求方法を誤った場合、審査で否決(返戻)する場合があります。
- ※平成30年度時点の説明です。今後、加算を見直しする場合があります。
- ①明細書入力画面において、「助成自治体番号」に「141309」を入力する。



②集計情報入力画面において、「自治体助成分請求額」に「決定利用者負担額」と同額を入力する。

